

報告・協議 1

広島県生涯学習審議会委員の選任に係る基本方針について

広島県生涯学習審議会委員の任期が令和5年9月30日をもって満了するため、次期委員の選任に係る基本方針について、別紙のとおり報告します。

令和5年7月14日

広島県教育委員会教育長 平 川 理 恵



広島県生涯学習審議会委員の選任に係る基本方針について

名称	広島県生涯学習審議会
根拠規定	生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律第10条第1項 社会教育法第15条第1項 広島県生涯学習審議会条例
設置目的及び任務	1 生涯学習に資するための施策の総合的な推進に関する重要事項について、広島県教育委員会又は知事の諮問に応じ調査審議し、及び当該事項に関し必要と認める事項について広島県教育委員会又は知事に意見を述べる。 2 社会教育分科会は、社会教育法第13条の規定により社会教育委員の会議の権限に属させられた事項その他社会教育に関する事項を調査審議する。
委員の定数	20人以内（社会教育分科会の委員の定数は、15人以内とする。） ※広島県生涯学習審議会条例第2条第1項及び第7条第2項
委員の現員	20人（社会教育分科会15人）
委員の任期	2年間 ※広島県生涯学習審議会条例第3条第1項
報酬 (令和5年度)	10,300円/回
年間開催予定回数	2回程度
選考基準	生涯学習に関し広くかつ高い識見を有する者のうちから、次の基準によって選考する。  1 次の分野から選任する。 学校教育関係者、家庭教育支援関係者、社会教育関係者、行政関係者、学識経験者、県議会関係者、報道機関関係者、企業関係者  2 次のいずれかに該当する者は、原則として選任しない。 (1) 最初の任命時において、70歳を超える者 (2) 再任の場合において、任期中に75歳を超えることとなる者 (3) 5期を超える者  3 男女共同参画に努める。

# 広島県生涯学習審議会委員名簿

令和5年5月13日現在

区 分	氏 名	性別	社会教育分 科会	所 属 ・ 職 名
学校教育関係者	すみだ なおゆき 住 田 直 之	男		公益財団法人広島県私立幼稚園連盟理事長
	ゆずき なおみ 袖 木 尚 美	女		一般社団法人教育ネットワーク中国、広島修道大学 事務局長(兼)総務部長
	よしおか やすゆき 吉 岡 康 行	男	○	広島県公立学校校長会連合会 (海田町立海田西小学校長)
家庭教育関係者	おがた えりこ 緒 方 恵 理 子	女	○	尾道市向東地区家庭教育支援チーム“親ぢから”代 表
	にしむら けいこ 西 村 恵 子	女	○	広島県PTA連合会副会長
	かわもと せいじゆん 河 本 清 順	女		特定非営利活動法人シネマ尾道代表理事
	くさば としゆき 草 羽 俊 之	男		特定非営利活動法人エス・アイ・エヌ理事長
	せきぐち まさかず 関 口 昌 和	男	○	一般財団法人どんぐり財団代表理事
	たなか いづみ 田 中 い づ み	女	○	広島県公共図書館協会 (府中市立図書館)
	とりかま ひろゆき 取 釜 宏 行	男	○	一般社団法人まなびのみなと代表理事、大崎海星高 等学校魅力化推進コーディネーター
	なかむら みつる 中 村 満	男	○	広島県公民館連合会 (浅原市民センター所長)
	はまなが まき紀 濱 長 真 紀	女	○	特定非営利活動法人ひろしまNPOセンター
	ひらお じゆんべい 平 尾 順 平	男		特定非営利活動法人ひろしまジン大学代表理事
	よねだ たまみ 米 田 珠 美	女	○	府中町立府中南小学校コミュニティ・スクールサポー ター、家庭教育支援チーム「くすのき」代表
行政関係者	たかた ひでひろ 高 田 英 弘	男	○	広島県都市教育長会 (竹原市教育委員会教育長)
	にしだ ゆうそう 西 田 祐 三	男	○	広島県町村会 (海田町長)
学識経験者	はやし たかし 林 孝	男	○	広島大学名誉教授、広島大学大学院人間社会科学 研究科客員教授
県議会関係者	しももり ひろあき 下 森 宏 昭	男	○	広島県議会議員
報道機関関係者	みやざき とみみつ 宮 崎 智 三	男	○	株式会社中国新聞社特別論説委員
企業関係者	たていし かつあき 立 石 克 昭	男	○	広島県中小企業家同友会代表理事
	20名		15名	

注 1 各区分50音順に記載

2 任期は令和5年9月30日まで